

「中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の認定を申請される方へ」

【対象中小企業者】

国が指定する業種（以下、指定業種）に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比で10%以上減少している中小企業者。

※ただし、平成23年4月1日から令和3年3月31日までに認定申請を行う場合にあっては、5%以上減少とします。

【申請に必要な書類一式】

1. 申請書・・・2通（全て記名・押印のこと）
2. 法人の場合は前期決算書、個人の場合は前年の確定申告書の写し
3. 最近3ヵ月及び前年同期3ヵ月の売上が確認できる試算表等の写し

※ 【最近3ヵ月】とは、申請月の前々月を含む3ヵ月です。

例) 10月に申請→8月を含む3ヵ月（6・7・8月あるいは7・8・9月）

4. 法人の場合、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）※木更津市内が本店登記地であることが必要です
5. 許認可業種の場合、許可証の写し
6. 代理人が申請する場合は、委任状（様式は任意です。）が必要です。

【申請窓口】

◆木更津市経済部・産業振興課 ☎0438-23-8458 FAX0438-23-0075

（木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津8階）

法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません。）が木更津市でない場合、本店登記地または主たる事業所の所在地の市区町村にて認定手続を行ってください。

●申請書は、木更津市役所 HP「中小企業信用保険法（セーフティネット保証）」から取り出すことができます。

●中小企業庁URL：http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

（こちらで指定業種のリストを見ることができます）

**** 申請にあたっては以下の点について、あらかじめ御了承ください ****

★ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

★ 本認定による資金調達は、その用途が指定業種の事業資金に限定される場合があります。